

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和6年1月30日(火)

午後1時30分～午後2時30分

場 所

防災コミュニティセンター教育委員会大会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 西山清和、山田貴子、深澤里奈子、鈴木貴志

事務局及び出席者：富士川参事、大木学校教育課長、村松社会教育課長
露木学校教育課副課長、常盤社会教育課副課長、二見図書館長
二宮美術館長、石井指導主事、神保学校教育課管理係長、芹澤主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

本日、山田委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年湯河原町教育委員会1月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、山田委員、鈴木委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件(1)議決事項 議案第32号 令和5年度湯河原町教育支援委員会結果についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。次に、議案第33号 湯河原町育英奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱についてにつきましては、人事に関する案件であります。次に、議案第39号 令和5年度就学援助費の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。次に、(2)協議事項 継続協議 令和6年度湯河原町教育委員会基本方針(案)についてにつきましては、未成熟で未確定な内容を含む案件であります。次に、協議第39号 令和5年度3月補正予算(第7号)案についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な内容を含む案件であります。次に、協議第40号 令和6年度当初予算案についてにつきましては、同じく議会の議決を経るべき案件で未確定な内容を含む案件であります。次に、報告(1)行政文書公開請求についてにつきましては、個人情報を含む報告であります。以上7件の会議を非公

開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この7件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和5年12月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和5年12月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和5年12月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和5年12月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和5年12月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第34号 令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

菅沼教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第34号 令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第34号 令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委

嘱について 説明)

- ・学校保健安全法第23条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第34号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和6年度学校の休業日について

菅沼教育長 次に、議案第35号 令和6年度学校の休業日についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第35号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第35号 令和6年度学校の休業日について 説明)

・湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第2項に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。補足説明させていただきます。湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則には、学校の休業日というのは、現行では夏季休業は7月21日から8月31日までと規定されております。従前から、ずっと規則を変えないで、8月の休業日を何日間か短くして課業日をつくっているものですから、毎年度、翌年度の学校の休業日を決定するために議決しているというのが実情です。去年とは、日付的に若干、曜日の並びで変わる年があるかも知れませんが、基本的に違いはないんですが、もともとの規則が8月31日までになっているので、議決をしているということです。学校とも協議した中で、令和6年度の夏季休業は8月29日までということです。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第35号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和6年度幼稚園の休業日について

菅沼教育長 次に、議案第36号 令和6年度幼稚園の休業日についてを議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第36号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第36号 令和6年度幼稚園の休業日について 説明)

- ・湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則第5条第2項に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第36号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和6年度学校の夏季及び冬季休業中における日直等を置かない

日について

菅沼教育長 次に、議案第37号 令和6年度学校の夏季及び冬季休業中における日直等を置かない日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第37号 令和6年度学校の夏季及び冬季休業中における日直等を置かない日について 説明)

- ・教職員の働き方改革の一環として、学校閉庁日に準じ、日直及び宿直を置かない日を設定するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。こちらも補足説明させていただきます。例年、夏季休業日と冬季休業日を定例会で違う月に議決していたんですが、令和6年度の課業日というのは日程が決まっておりますので、今年度から一度に出させていただきます。ご存知のとおり、この休業日はあくまでも学校と相談して決まっておりますので、毎年、日は変わります。夏季は去年より1日増えて、冬季は1日減っ

ております。冬季が1日減りましたのは、曜日の関係で、年末年始の休業日が長いものですから、令和7年1月6日まで冬季休業日として、7日が学校再開の前日になるので、ずっと休業中でいきなり学校を始めることが現実的でないので、1日減らしております。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第37号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和6年度幼稚園の夏季及び冬季休業中における日直を置かない

日について

菅沼教育長 次に、議案第38号 令和6年度幼稚園の夏季及び冬季休業中における日直を置かない日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第38号 令和6年度幼稚園の夏季及び冬季休業中における日直を置かない日について 説明)

・町立幼稚園職員の働き方改革の一環として、令和6年度学校の夏季及び冬季休業中における日直及び宿直を置かない日に準じ、日直を置かない日を設定するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第38号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第38号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第38号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 協議第38号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第38号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について
説明)

・今後湯河原町がめざす教育、子どもたちにとってのよりよい教育環境 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。スケジュールのところで、「今般、～中略～策定されましたが」となっています。これはあり方の案が策定されたという冊子で最後に取りまとめる文章になっていますので、本日策定するという意味ではなくて、でき上がりがこういう文面になるという形で示しておりますので、これで決定というわけではありません。それから、口頭で申し訳ないんですが、鈴木委員が恐らく初めてだと思いますので、事前に資料をお渡しすればよかったんですが、実は学校のあり方というのは、もしかしたら鈴木先生がいらっしゃる頃から、話だけは出ていたかも知れません。令和6年3月なので、もう2年半ぐらい前になるんですが、学校のあり方を策定するための協議が始まりました。それで1年かけて、学校施設の適正配置に関する考え方を教育委員会定例会で議論してきまして、考え方を取りまとめました。この結果に基づいて、令和4年10月から12月に、湯河原町内の4校を回って教職員に説明して、その4校の保護者にも説明しました。さらにはその後、宮上から福浦まですべての地区の会館をお借りして、これの説明に3カ月ぐらいかけて歩きました。出席者は少なかったですが、地域の方々にそういうお話をしていた中で、考え方自体を納得する・しないはともかく、説明はさせていただき、そういう考え方があるんだなということをご理解いただいたと思っております。

次のステップとして、最終段階である、今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方をつくろうというところに入ったわけです。数カ月前から、教育委員会定例会で文面等を議論し始めておりますので、今日もいろいろな議論をしていただきたい。そして、その先の話になりますが、仮にこのあり方ができたら、今度はそれを持って、また4校の教職員・保護者、地域住民の方に説明にお伺いしようというスケジュール感

でやっております。その前の段階として、教育委員会の方で考え方をまとめたというところで協議しているところがございます。鈴木委員には事前に資料をお渡ししておらず、申し訳なかったんですが、ここ2～3年の経緯というのはそういったことです。鈴木委員には教育関係者でございますので、新しい目で見えていただいて、ご意見をいただければと思います。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 数字で出さざるを得ないというのは十分わかりますが、数字だけで捉えてしまうとね。10ページに「1校とする場合、学習、学校運営などにおいて、充実した教育活動を行うことができる」とあります。ところが、これを2校にした場合には、そこは具体的には書いてないんだけど、読み取ると、1校の場合はちゃんとした教育活動が保証できるけれども、複数になった場合には保証できませんよと、読み手が捉えてしまうのではないかなと恐れています。もちろん、自分自身もこれから自分なりの考え方をまとめていくわけですが、ある部分では数字を基本としよう、また、ある部分では子どもたちの目線や地域住民の学校に対するいろいろな思いも捨てられないよなということで、非常に迷いながら、ある程度の方向性を持たなければならないと思います。そういうことから、ここの部分の表記が気になります。学校現場の先生方も含めて、いろいろな方々からのご意見を伺うといったときに、「1校ならばできます」というふうに読み取れてしまうというのはどうかなと思っています。

菅沼教育長 おっしゃるとおりですね。1校なら充実した教育ができるけれども、2校ならできないのかということ、そうではないわけですね。この辺、言葉の表現の仕方をもう少し考えないといけないですね。

西山委員 でも、もし自分が担当したら、このように数字が先に出てくると思います。学校数の問題は非常に厳しいというのは十分承知しています。担当としては、こういう表現にならざるを得ないだろうなというのはわかるんですが、数字だけでは追えない何か、もしかしたらあるのかなと、そういう声も汲んであげたいなと。そうしたときに、数字でドンと出されてしまうと、なかなか言いづらい部分もあるかなと思います。

菅沼教育長 そのように読み取れてしまうこともありますので、表現を変えた方がいいですよ。これから議論していくことであって、もしかしたら2校になるかも知れないし、そうすると充実した学校じゃなくなるのかという話になってしまいますね。他に何かございますか。

山田委員 西山委員がおっしゃっていたように、数字になるとインパクトがあるなと思い

ます。3小学校のそれぞれの地域性のようなものがあると思うので、私も調べてみたいなと思います。統廃合されて、3小学校が1つになると、2つの学区のエリアの地域住民の方々との交流や影響もあると思います。統廃合で特に3校から1校になったケースで、その後の住民の暮らしや地域と子どもたちの関わりとか、町にどのような影響があったのか。メリット・デメリットの両方がすでに出ているケースがあれば、私も調べてみたいなと思いました。

菅沼教育長 そろそろ議論をしていかなきゃいけないと思いますので、きょう協議を整えるつもりはありませんが、やはり3月・4月あたりには、教育委員会としての考え方を出して、次のスケジュールで関係者の考え方を聞いていかなきゃいけないと思います。

山田委員 現実的に、1校になるとか2校になるときに、どこになるのかというのは、また追々出てくると思いますが、湯河原町の子どもがどう移動するかというのも、結構絡んでくる課題なのかなと思います。バスの本数も減っていつていると思いますが、実際に遠いところから、子どもたちが通学路をどのように確保して学校に通うのかなども含めて、教室内の人数ということだけではなく、家を出てから学校に行き、家に戻るまでの暮らし全体がどんな配置だったら、子どもたちが一番豊かに幸せに暮らせるのかという観点も必要なのかなと思いました。

菅沼教育長 そういう観点も含めて考えなければいけないのは事実なんですけど、そういう観点も含めて議論していくと、ほぼ教育委員会はそれに決めているんだって、将来はそれで走っていくんだというように、あまりにも決まり過ぎちゃっているんですよね。確かにそういう背景は考えなければいけないけれども、ここに1校つくる、この2校にする、そのためならバスをこうするって、そこまで全部やっちゃったりすると、もうそれ以外には選択肢がないような議論になる可能性もあります。個人的に思っているのは、いろいろな議論をしていただいた中で1校にしようか2校にしようかという、その方が教育活動、子どもたちにとっていいことだということを、まず議論していただく。その次のステップで、2校にするならどこどこ、1校にするならどこにするんだというのが、あとから出てきた方がいいと思います。それがどんな方向性であろうと、どこに学校が置かれようと、町内の子どもたちが通うための通学支援というのは、当然しなければいけないことなんで、背景的に考えてもいいんですが、そこまでやってしまうと、ここの地域はバスが行かない、ここならバスが行く、じゃあ学校はここしかないのかという話になってしまいます。教育委員会では、まずは学校運営の

中で、いい学校をつくるためにはどういうふうにしたらいいのか。子どもたちが充実した教育を受けるためには、1校がいいのか2校がいいのか、どういう位置付けにしたらいいのかというのを議論していただいて、そのあとでもいいんじゃないかなと思っています。それは議論させていただきますが、私はそう思っているということです。今日でもいいですし、来月以降、委員の皆さんがそれぞれのご意見をおっしゃって、議論した中で出していけばいいことだと思います。ご意見はありがとうございます。他に何かございますか。

深澤委員 先ほどの西山委員のご意見ですが、子どもたちのこともそうですが、先生たちの学校運営、学級運営のことも結構多いのかなと思います。親の目線からですと、1校だと教育が充実してくれるんだという気持ちがありますが、先生たちの配属が少なかつたらできないという、運営側の事情などがわからずに話をするのと、そういうことも承知して、親も学校運営に協力するよとなっていくのでは異なるかなと思います。どういう表現をしたらいいのかわからないんですが、たとえばクラスが少ないと、先生が何人に1人という配置でしか来ないから、学校運営がこういう状態になるという可能性がありますよみたいな、そういうメリット・デメリット的なことを知っていると、また違うのかなと思いました。

菅沼教育長 他にご意見・ご質問はございますか。

鈴木委員 この課題というのは、もともと児童・生徒数の減少から来ていることです。それについて、学校教育法の施行規則では、適正規模・適正配置というのがあります。これに沿っての検討の資料ということで作成をしていくと、どうしても児童・生徒数に焦点が行きがちですが、西山委員も言われたように、それだけが望ましいやり方ではないと思います。それを踏まえた上で、適正規模・適正配置についての議論も理解していく必要があるんだなと思いました。湯河原町立の小・中学校の新しいあり方ということで、今後、最終的な結論が出るまでには、そういうことを経ていくということ、みんなで理解していく必要があるなと思いました。

菅沼教育長 鈴木委員も公立学校の管理職で、学校運営を経験されていらっしゃるのですが、そういう経験値はおありです。こういう大変さ、こういう楽しさなど、どんどん必要なことはおっしゃっていただきたいと思います。鈴木委員は、現在現職の中で、非常勤とは言え、公立学校に勤務されていらっしゃる。行ってらっしゃる学校は、一定の規模、1学年3学級、全校で18学級という、ある意味理想的な学校規模のかなと思います。保護者の方からすると、規模だけじゃなくて内容だとおっしゃいま

す。そのとおりなんです、その規模に学校運営というのが関わっていて、教職員が張り付いています。そこが崩れると、教職員に負担がかかります。そうすると、それが結局、子どもにその負担が出ちゃって、回らない部分が出てきちゃうんです。ですから、ある程度の一定の規模で学校運営をしていった方が、理想的だなというのはありますので、何とも難しい選択です。他にございますか。

山田委員 私もう少し考えてみないといけないと思う中での発言で恐縮ですが、学校運営というキーワードになると、学校運営というのは学校の中で行われることだと思いますが、それを議論していくと、学校というものが閉ざされていくような感覚があります。もっと地域に開かれていく流れがある中で、1校、2校、3校と、どういったあり方があると、もっと湯河原の町民の方たちが、もっと学校や子どもたちとの関わり合いがしやすいとか、関わりたくなるのかというような、もちろん教育委員会でするので、学校運営を軸にするのは大事だと思うんですが、もう少し広い形で考えたときに、どんなあり方がいいのかというのは考える必要があるのかなと思いました。これは総合教育会議などで話せばいいのかも知れませんが、結論が出てから、じゃあどこにしましょうというときに話されると、何か遅いような感覚があるなと思いました。

菅沼教育長 学校については、開かれた学校という問題は、地域に開かれた学校、地域との協働というのは、何年も前から言われて、学校では現場でもうすでに行っています。中学校はまだ学校運営協議会に移行していませんが、3小学校はすでに学校運営協議会に移行して、以前にも増して、地域との協働・開かれた学校を目指しています。それは各学校ですすでに行われていることで、当然、現場的にやっていってもらわなければいけない話です。山田委員が最初におっしゃったとおり、学校運営だけ教育委員会の現場で話していると、組織的な問題とか開かれていないように思われる、それはそのとおりなんです、それより以前に、もう開かれた学校を運営してきていますので、それは恐らく問題はないと思います。開かれた学校運営をしているものを、教育委員会が否定するような運営方法にすることは、あってはならないことです。開かれた学校については、教育委員会で議論していますから、恐らく閉鎖的になっていくようにはならないと思います。

山田委員 開かれた学校というキーワードが、ごく一部の気がします。開かれています、運営協議会がありますということですが、じゃあ地域の人が本当に学校にぶらりと来るかとか、入っていいと思うかとか、通学路で子どもたちと話している人はいますが、

子どもたちや地域の人が何か感じているかと言うと、そうではないと思っています。このタイミングで、もっと本質的に、どうしたら湯河原の子どもたちが、この湯河原の中で育っていくのかというのを、町全体で一人一人が感じられるみたいなどころのムーブメントのようなものに持っていけるのかなというのは考えたいと思います。

菅沼教育長 他に何かございますか。

西山委員 12ページのスケジュールのところの「事業着手」について、この場合の事業とはどこまでを指すのか。つまり、1校にするのか2校にするのか、ある程度その方針が決まって、議会等の承認を得た上で、少なくとも学校数は決めて、あとは場所の問題とか、山田委員もおっしゃっていたように、場所によっては通学路のバスをどうするかとか、そういった様々な問題もあわせて検討していくという、先ほど教育長がおっしゃったように、すべてをお膳立てしていくとなると、本当に大変になると思うので、まずいまこの委員会の中で決めるべきことは、学校数をどうするかだと理解しております。それが決まったら、今度は場所の問題とか、設置に関わる様々なことをやっていくのがいいかなと。そうすると、この場合の事業着手というのは、学校数を決めたときに事業着手のときになるのかなと理解しております。それとも、建築とかすべてがあって、さあ何年何月から、この場所で工事をしますよということが事業着手なのか。ちょっとその辺教えていただきたいんです。

菅沼教育長 この事業着手というのは、工事着手のことです。スケジュールのところの文章に、「今般、今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方が策定されましたが、」とあり、在校生やその保護者初めいろいろな方々に説明していく期間、そこで1校になるか2校になるか、そういうことをやったあと、西山委員がおっしゃったとおり、どこかの位置にするのかということを決めていく。それを決めたとき、中学校はどうするのか。それは思いの中では決まっても、学校の認可の問題であったり、補助金の問題であったりというのをやっていく。今度は学校を建てるのに、基本計画をしなければいけない。今度具体的に着工するために、業者をお願いするという意味での文中の「〇年」です。たぶん、3年・4年・5年という数値になると思います。ですから、工事着手の方がわかりやすいのかも知れませんが、事業着手という考え方です。ですから、工事着手にしてもいいけど、その前段に何か入れてほしいとか、使わない方がいいとかあると思いますね。他に何かございますか。きょうの時点ではこれでよろしいですか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第38号を
挙手により採決いたします。本案は、本日の各委員のご意見等も踏まえながら、今後
も協議していくことに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は今後も協議していくことに決定いたしました。

報 告

(2) 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の実施について
菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(2) 令和5年度学校生活全般におけ
る体罰の実態把握に関する調査の実施について、事務局から報告をお願いします。

石井指導主事 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の
実施について 報告)

・調査について

菅沼教育長 報告が終わりました。この体罰調査は毎年度、この時期に行われております。
投函は2通あったけれども、体罰に関する内容の投函ではなかったということです。
県・国への報告はゼロとなりますが、2通のうち1通については、内容は体罰とは違
うけれども、それなりの思いが書かれていたので、それには対応していきますという
ことです。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 令和6年二十歳のつどいについて

菅沼教育長 次に、(3) 令和6年二十歳のつどいについて、事務局から報告をお願いし
ます。

常盤社会教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和6年二十歳のつどいについて 報告)

・対象者、出席者、出席率 等

菅沼教育長 報告が終わりました。一昨年までは、町民体育館が使えなかったので、中学
校の体育館で開催しました。巣立った体育館で、思い出があつていいんじゃないかと
いうご意見もいただきましたが、お話だけはいただきますということでやってきて、
元に戻させていただきました。広さや空調、駐車場の問題があり、二十歳の方々と

っても、交通の便から言っても、町民体育館の方がいいんじゃないかなと思っております。違った意見がございまして、ご意見としてお聞きするのは構いませんし、何かの機会に検討しなければいけないと思います。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入らせていただきます。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、本日の秘密会を除く日程は、すべて終了いたしました。